

高知県産業振興推進総合支援事業実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 要綱第3条第1号イの「これに準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画の地域アクションプランへの追加が予定される取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものとする。</p> <p>3 要綱第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画への追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議が認めたものとする。</p> <p>4 要綱第3条各号及び第6条第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(第3・第4 省略)</p> <p>第5 補助対象経費及び補助率並びに補助限度額</p> <p>1 削除</p> <p><del>要綱別表第1の補助対象経費欄の知事が別に定める「補助の対象とならない経費」は、次のとおりとする。</del></p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 要綱第3条第1号イの「これに準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画に追加が予定される取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものとする。</p> <p>3 要綱第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画に追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議が認めたものとする。</p> <p>4 要綱第3条第1号、第2号、第4号、第5号及び6号の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(第3・第4 省略)</p> <p>第5 補助対象経費及び補助率並びに補助限度額</p> <p>1 要綱別表第1に規定するハード事業を行う企業等</p> <p>(1) ハード事業を行う企業等は、事業を遂行するに足りる適切な能力及び資力(必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれること。特に、資金調達コスト及び事業収益を勘案して、持続的なキャッシュフローを確保し、融資返済及び資金回収が可能であること。)を有しているものとする。</p> <p>(2) ハード事業を行う企業等は、原則として、県内の連携事業者(次のアからウまでのいずれかに該当する事業者を除く。)と共同して、連携計画書を作成するものとする(事業実施主体が3以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められる法人を除く。(3)において同じ。)</p> <p>なお、連携事業者と共同して作成する連携計画書は、別表第1に定める要件を満たすものとする。</p> <p>ア 事業実施主体から資本金の額の2分の1以上を出資されている事業者</p> <p>イ 事業実施主体の資本金の額の2分の1以上を出資している事業者</p> <p>ウ 事業実施主体と代表者が同一の者である事業者</p> <p>(3) ハード事業を行う企業等は、原則として、3者以上(一般事業(雇用重視分)の場合は、2者以上)の連携事業者と連携するものとする。ただし、連携事業者が3者以上で構成されると認められる場合又は事業実施主体が2者で構成されると認められ、かつ、2者以上の連携事業者と連携する場合は、これと同等とみなすことができるものとする。</p> <p>2 要綱別表第1の補助対象経費欄の知事が別に定める「補助の対象とならない経費」は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

新	旧
<p>(第6 省略)</p> <p>第7 補助金の交付の申請</p> <p>1 省略</p> <p>2 一般事業及び特別承認事業<del>及び担い手確保事業</del> 省略</p> <p><b>第8 削除</b></p> <p>第8 実績報告等</p> <p>要綱第14条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村等が事業実施主体の場合</p> <p>ア 工事請負又は委託等の契約書 (<del>変更契約含む契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類</del>) の写し (補助事業分に限る。)</p> <p>イ～カ 省略</p> <p>キ 取得価格又は効用の増加価格が50万円<del>以上のを超える</del>取得財産等がある場合は、取得財産等管理明細表 (要綱別記第13号様式)</p> <p>ク 省略</p> <p>(2) 市町村等以外の者が事業実施主体の場合 (間接補助)</p> <p>ア (1) のア<del>及びウ</del>からキに掲げる書類</p> <p><b>イ 工事完了届の写し、納品書の写し等事業が完了したことが分かる資料</b></p> <p><b>ウ</b> 市町村等の補助金交付決定通知の写し</p> <p><b>エ</b> 市町村等の補助金検査調書の写し</p> <p><b>オ</b> アからエのほか、実施した事業の内容が分かる資料</p> <p>(3) 市町村等以外の者が事業実施主体の場合 (直接補助)</p> <p>ア 省略</p> <p><b>イ 工事完了届の写し、納品書の写し等事業が完了したことが分かる資料</b></p> <p><b>ウ</b> ア及びイのほか、実施した事業の内容が分かる資料</p> <p><b>第9 委任</b> 省略</p>	<p>(第6 省略)</p> <p>第7 補助金の交付の申請</p> <p>1 省略</p> <p>2 一般事業、特別承認事業及び担い手確保事業 省略</p> <p>第8 補助事業の重要な変更</p> <p>要綱第12条第8号の「知事が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する変更」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資金計画のうち、資金調達区分間の配分の20パーセントを超える変更</p> <p>(2) 活用する地域資源の変更、追加又は削除</p> <p>(3) 連携事業者の変更、追加又は削除</p> <p>(4) 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備、備品等の追加</p> <p>(5) 外部人材活用支援事業のうち、外部の専門人材の変更、追加又は削除</p> <p>第9 実績報告等</p> <p>要綱第14条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村等が事業実施主体の場合</p> <p>ア 工事請負又は委託等の契約書 (契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類) の写し (補助事業分に限る。)</p> <p>イ～カ 省略</p> <p>キ 取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える取得財産等がある場合は、取得財産等管理明細表 (要綱別記第13号様式)</p> <p>ク 省略</p> <p>(2) 市町村等以外の者が事業実施主体の場合 (間接補助)</p> <p>ア (1) のアからキに掲げる書類</p> <p>イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し</p> <p>ウ 市町村等の補助金検査調書の写し</p> <p>エ アからウのほか、実施した事業の内容が分かる資料</p> <p>(3) 市町村等以外の者が事業実施主体の場合 (直接補助)</p> <p>ア (1) のア及びウからキに掲げる書類</p> <p>イ アのほか、実施した事業の内容が分かる資料</p> <p><b>第10 委任</b> 省略</p>

新	旧
<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。</p>